平成２９年（フ）第５７号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ32番25号
債務者　舘　由香里
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９６号
神戸市中央区上筒井通１丁目２番３号ふさやマンション４Ｂ
債務者　谷口　知子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１０号
神戸市長田区水笠通６丁目５番１号　レオパレスＢＯＳＨＵＫＥ水笠203号
債務者　石村圭一郎（旧姓大家）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２号
神戸市東灘区北青木４丁目１番８―104号
債務者　西川　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市南安長２丁目106番地　メゾン・ド・クリモ107号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町土師百井231番地
債務者　森下　秀徳
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
愛媛県松山市東垣生町481番地２
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６号
愛媛県松山市東垣生町481番地２
債務者　山本　晴雄
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
愛媛県新居浜市中須賀町２丁目４番１号
債務者　真鍋　里美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５３号
長崎県長崎市畝刈町1613番地111　松下アパート201
債務者　石垣　夏海
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
長崎県長崎市深堀町５丁目198番地
債務者　池上　則子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
福島県安達郡大玉村大山字木ノ下107―４メープルハイム木ノ下１階Ｃ号室、住民票上の住所福島県二本松市亀谷１丁目160番地
債務者　安齋　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
福島県郡山市堤２丁目128番地
債務者　齋藤まゆみ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
福島県郡山市横塚１丁目４番５号　キャティーハイム１号
債務者　髙橋　奈美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
長野県松本市大字里山辺1179番地２　カーサセレーノ103
債務者　中村　　貢（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１９号
広島県呉市郷原町787番地の４　リバーサイド301号室
債務者　濱安　一司
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２５号
広島県呉市広古新開１丁目７番88号
債務者　渡邊　真理
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１７号
福岡県直方市大字上頓野1416番地４、前住所福岡県直方市知古２丁目５番５号　グラン・ソレイユＡ棟203号
債務者　小山　樹梨
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所直方支部